

平成二十五年五月二十四日受領
答 弁 第 七 七 号

内閣衆質一八三第七七号

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の強制連行の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の強制連行の定義に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

政府の認識は、先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）一の1から3までについてでお答えしたものと同じである。